第２７号様式

**診　療　用　エ　ッ　ク　ス　線　装　置　備　付　届**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　京都府知事　　　　　　　　　　様

　　(京都府　　　　　　 保健所長 様)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地　　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　管理者氏名

下記のとおり診療用エックス線装置を備えたのでお届けします。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 病院診療所 | 名称 |  |
| 所在地 | 〒電話番号 　 (　 ) 　　　　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ番号　 　( 　 )   |
| １　診療用エックス線装置に関する事項 | 制　作　者　名 |  |
| 型　　　　　式 |  |
|  　　　 連 続定格出力 短時間 　　 　　 蓄放式 |  管電圧　　　 kV, 管電流　　　 ｍＡ 管電圧　　　 kV, 管電流　　　 ｍＡ， 時間　　　 秒 管電圧　　　 kV, 静電容量　　　　 μＦ |
| 台　　　　　数 |  台 |
| エックス線管球の数 |  個 |
| 用　　　　　途 | 一般撮影・透視・CT・歯科用・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ２　診療用エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の氏名等 | 氏　　　　　名 | 職　　　　種 | エックス線診療に関する経歴（年数） |
|  |  |  |
| 診療用放射線安全管理者（氏名） |  |
| 放射線防護のための安全管理委員会等設置の有無 |  有　・　無 |
| 患者被ばく線量の表示及び記録 |  有　・　無 |
|  ３　備　付　年　月　日 |  　　　　　　　　　　　　　　年　　　　　　月　　　　　　日 |
|  ４　診療用エックス線装置のエックス線障害の防止に関する構造設備の概要  |
| 共通 | エックス線管容器及び照射筒漏えい線量（施行規則第30条第１項第１号に規定する。） | 定格管電圧50kV以下の治療用エックス線装置  | （エックス線装置の接触可能表面からの5cm距離において）　 　1.0mGy/時　　　　　以下　　・　　超 |
| 定格管電圧50kV超の 治療用エックス線装置 | （焦点から1mの距離で）10mGy/時 　　以下 　・　 超　　　かつ（エックス線装置の接触可能表面から5cm距離において） 300mGy/時　　　　　以下　　・　　超 |
| 定格管電圧125kV以下の口内法撮影用エックス線装置 | （焦点から1mの距離で） 　0.25mGy/時　　　　以下　　・　　超　　　　　 |
| コンデンサ式エックス線 高電圧装置 | （充電状態で照射時以外の時、接触可能表面から5cm距離で） 　20μGy/時　　　　　　以下　　・　　超 |
| 上記以外のエックス線装置 | （焦点から1ｍの距離で） 　1.0mGy/時 　　 　　 以下 ・ 超 |
|  附加濾過板 | 定格管電圧70kV以下の口内法撮影用エックス線装置 |  　有 （ 　㎜アルミニウム当量） 　・ 無（ただしアルミニウム当量1.5mm以上のこと） |
| 定格管電圧50kV以下の乳房撮影用エックス線装置 |  有 (　　㎜アルミニウム当量又は　　㎜モリブデン当量)（ただしアルミニウム当量0.5㎜以上又はモリブデン当量　 0.03㎜以上のこと） 無 |
| 上記以外のｴｯｸｽ線装置及び輸血用血液照射ｴｯｸｽ線装置、治療用エックス線装置 |  有 （ 　㎜アルミニウム当量・モリブデン当量）・ 無　（ただしアルミニウム当量2.5mm以上のこと） |
| 透視用エックス線装置 | 透視中の患者への入射線量率（患者の入射面の利用線錐の中心における空気カーマ率） | 50mGy毎分 　　　　　以下 　・ 　超 |
| （操作者の連続した手動操作のみで作動し、作動中連続した　警告音等を発する高線量率透視制御装置がある場合） 125mGy毎分　　 　　以下　 ・ 　超 |
| タイマー（透視時間が積算でき、かつ、透視中において一定時間が経過した場合に警告音等を発することができるもの） | 有　　　・　　　無 |
| 焦点皮膚間離隔装置（30㎝）（ただし手術中に使用するエックス線装置の焦点皮膚間距離は20㎝以上） | 　焦点皮膚間離隔装置　　（　　有　・　無　　） 又は30㎝未満で照射することを防止するインターロック （　　有　・　無　　） |
| エックス線照射野絞り装置（焦点受像器間距離において、受像面を超えないようにエックス線照射野を絞るもの） | 有　　　・　　　無（ただし欄外＜注＞の事項に合致する場合は、受像面を超えるエックス線照射野を許容するもの） |
| 利用線錐中の蛍光板、受像器を通過したエックス線の空気カーマ率（接触可能表面から10㎝） | 150μGy/時　　　　　　以下　・　超 |
| 透視時の最大受像面を3.0㎝超える部分を通過したエックス線の空気カーマ率（接触可能表面から10㎝） | 150μGy/時　　　　　　以下　・　超 |
| 利用線錐以外のエックス線を有効に遮へいするための適切な手段 | 有　　　・　　　無（その内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 撮影用エックス線装置（胸部集検用間接撮影装置） | エックス線照射野絞り装置（ＣＴ除く）（焦点受像器間距離において、受像面を超えないようにエックス線照射野を絞るもの） | 有　　　・　　　無（ただし＜注＞の事項に合致する場合は、受像面を超えるエックス線照射野を許容するもの） |
| 口内法撮影用エックス線装置 | 照射筒の端における照射野の直径 6.0cm　　　以下 ・ 超 |
| 乳房撮影用エックス線装置 ※　右欄の数値をいずれも超えないこと | エックス線照射野について患者の胸壁に近い患者支持器の縁を超える広がり　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　5.0mmを超えない　・　　超受像面の縁を超える照射野の広がりが焦点受像器間距離の 2％を超えない　　　　・　　超 |
| 焦点皮膚間距離医療法施行規則第30条第３項第２号に規定する焦点皮膚間距離（骨塩定量分析エックス線装置を除く） | 定格管電圧が70kV以下の口内法撮影用エックス線装置 | 15㎝ 以上 ・ 未満 |
|  | 定格管電圧が70kV超の口内法撮影用エックス線装置 | 20㎝ 以上 ・ 未満 |
| 歯科用パノラマ断層撮影装置 | 15㎝ 以上 ・ 未満 |
| ＣＴエックス線装置 | 15㎝ 以上 ・ 未満 |
| 乳房撮影用エックス線装置（拡大撮影を行う場合に限る。） | 20㎝ 以上 ・ 未満 |
| 上記以外のエックス線装置 | 45㎝ 以上 ・ 未満 |
| 胸部集検用間接撮影装　置 | エックス線照射野絞り装置（角錐型照射筒）（ただし欄外＜注＞の事項に合致する場合は、受像面を超えるエックス線照射野を許容するもの） | 有　　　・　　　無 |
| 受像器の一次防護遮へい体（装置の接触可能表面から10cmにおいて空気カーマが1.0μGy/1ばく射以下） | 有　　　・　　　無 |
| 被照射対周囲の箱状遮へい物（防護物から10㎝において空気カーマが1.0μGy/1ばく射以下） | 有　　　・　　　無 |
| 治療装置 | インターロック（近接照射治療装置を除く） | 有　　　・　　　無 |
| ５　エックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要 | 画壁等の遮へい | 使用の場所 |  |
| 遮へい物遮へい物を設ける場所 | 構造・材料・厚さ等 |
| 床 | 鉄筋コンクリート　30cm |
| 天井 | 石膏ボード上部に1.5mm鉛 |
| 壁 | 東側 | 西側 | 南側 | 北側 |
| 1.5mm鉛入り合板（操作室入口扉1.5mm鉛） | 1.5mm鉛入り合板 | 2mm鉛入り合板(患者入口扉2mm鉛) | 鉄筋コンクリート15cm |
| 監視窓 | 西側壁面に1.5mm含鉛ガラス |
| 画壁の外側での実効線量 | 1mSv/週　　　　　以下　　・　　超 |
| 操　　作　　室 | 　有　無（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 診療用エックス線装置使用中表示装置 | 有　　　・　　　無 |
| 診療用エックス線診療室である旨を示す標識 | 有　　　・　　　無 |
| ６ エックス線診療室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要 | 管理区域 | 管理区域の設定 | 別添平面図のとおり |
| 管理区域の標識 | 有　　　・　　　無 |
| 立入制限措置(扉・フェンス等) |  |
| 注意事項の掲　示、他 | 注意事項の掲示 | 患者あて | 有　　　・　　　無 |
| 従業者あて | 有　　　・　　　無 |
| 敷地内居住区域の線量 | 250μSv/3月　　　　以下 ・　超 |
| 敷地境界の線量 | 250μSv/3月　　　　以下 ・　超 |
| 入院患者(放射線治療患者を除く)被ばく放射線の実効線量が1.3ｍSv/3月以下となる障害防止措置 |  |
| 放射線診療従事者の被ばく防止措置及び線量測定器 | 防護衣・防護衝立・防護メガネ個人被ばく線量計着用（ガラスバッチ。ポケット線量計） |

 ＜注＞ 受像面を超えるエックス線照射野を許容する場合

 ①　受像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合において、エックス線照射野が受像面に外接する大きさを超え

　　　ないとき。

 ② 照射方向に対し垂直な受像面上で直交する二本の直線を想定した場合において、それぞれの直線における

エックス線照射野の縁との交点及び受像面の縁との交点の間の距離の和がそれぞれ焦点受像器間距離の３パーセント

を超えず、かつ、これらの交点間距離の総和が焦点受像器間距離の４パーセントを超えないとき。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

添付書類

１　隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記したエックス線診療室の平面図及び側面図

　　（管理区域及び同区域の標識の位置を明示すること。また、照射方向、エックス線管から画壁等の外側までの距離並びに　　　防護物の材料及び厚さを記入すること。）

２　エックス線診療室漏えい線量測定結果

　　（画壁等の外側の１㎝線量当量率については、画壁等の外側の最も近接した点で通常の使用状態において測定し、記入す　　　ること。また、測定責任者の所属、職、氏名を記入すること。）